
今井タクシー有限公司

安全管理規程

今井タクシー有限公司
本社営業所

制定日：令和8年3月3日

【目次】

- 第一章 総則
- 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
- 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
- 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法
- 附則
- 安全管理体制 組織図

第一章 総則

第1条(目的)

本規程は、道路運送法第22条の2の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

第2条(適用範囲)

本規程は、今井タクシー有限公司(以下「当社」という。)の貸切バス事業に係るすべての業務に適用する

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第3条(輸送の安全に関する基本方針)

代表取締役は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、安全最優先の姿勢を明確に示し、全社員に徹底する。

第4条(輸送の安全に関する重点施策)

当社は、次の事項を重点施策として実施する。

- 関係法令及び本規程の遵守
- 安全に関する費用支出及び投資の積極的实施
- 内部監査の実施と改善措置
- 情報伝達体制の確立
- 教育及び研修計画の策定と実施

第5条(輸送の安全に関する目標)

- 重大事故ゼロ
 - 法令違反ゼロ
 - ヒヤリハット報告の増加
-

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第6条(代表取締役の責務)

代表取締役は、輸送の安全の確保に関する最終責任を負い、必要な体制及び予算を整備する。

第7条(安全統括管理者)

当社は、安全統括管理者として 海老原直樹 を選任し、輸送の安全に関する業務を統括させる。

第8条(運行管理体制)

- 統括運行管理者: 川島武
- 運行管理者: 海老原直樹、富澤賢雄
- 運行管理補助者:
竹田光彦、木本幸一、神子真琴、溝井博二、金子幸次、水野昌平、今井信、小磯聡子

第9条(整備管理体制)

- 整備管理者: 木本幸一、海老原直樹
- 整備管理補助者: 富澤賢雄、溝井博二

第10条(乗務員)

運転者は 19名 とする。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第 11 条(点呼)

乗務前・乗務後点呼は対面を実施し、アルコール検知器を使用する。

第 12 条(運行記録計の管理)

デジタル式運行記録計を適切に使用し、記録を安全指導に活用する。

第 13 条(勤務時間等の管理)

勤務時間及び休息期間は関係法令に基づき管理する。

第 14 条(健康管理)

乗務員に対し健康診断及び適性診断を実施し、健康起因事故を防止する。

第 15 条(教育及び研修)

年間教育計画を策定し、法令・安全運転・事故防止に関する教育を実施する。

第 16 条(事故・災害時の対応)

事故発生時は速やかに報告し、原因分析及び再発防止策を講じる。

第 17 条(内部監査)

年1回以上内部監査を実施し、必要な改善措置を行う。

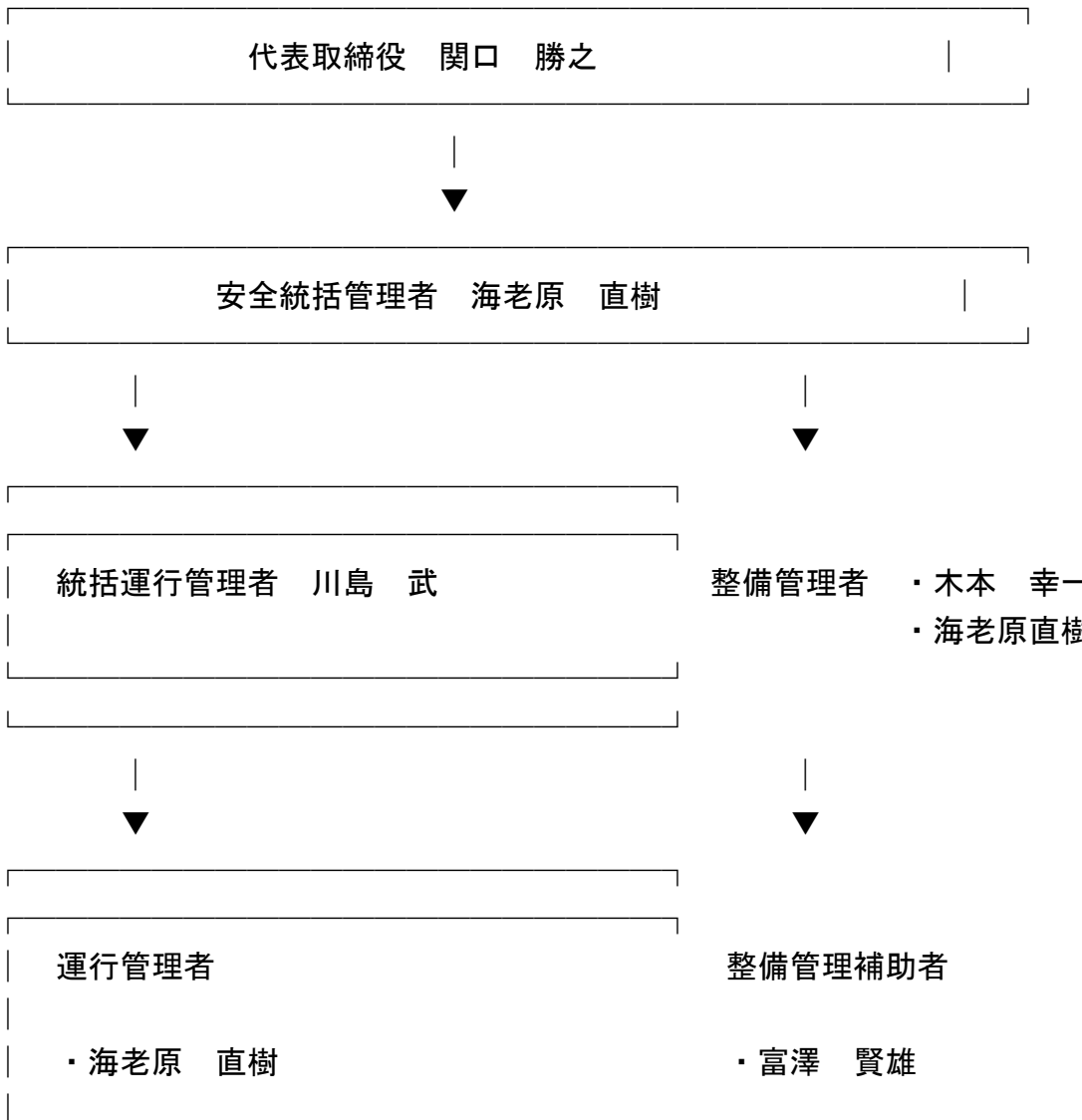
第 18 条(記録の保存)

点呼記録、教育記録、整備記録等は関係法令に基づき保存する。

附則

第 19 条 本規程は 令和 8 年 3 月 3 日 より施行する。

安全管理体制 組織図



・富澤 賢雄

・溝井 博二



運行管理補助者

・竹田 光彦 ・木本 幸一
・神子 真琴 ・溝井 博二
・金子 幸次 ・水野 昌平
・今井 信 ・小磯 聡子



運転者 19名
